

Title	許可・許容を表す類義表現に関する研究
Sub Title	
Author	呂, 宜庭(Ru, Aitein)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2020
Jtitle	日本語と日本語教育 No.48 (2020. 3) ,p.112- 112
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大学院文学研究科日本語教育学分野修士論文要旨
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20200300-0112">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20200300-0112</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔大学院文学研究科修士論文〕

## 許可・許容を表す類義表現に関する研究

呂 宜庭

複合辞は、単なる辞と辞の結合ではなく、その結合以上の意味を持っている。その中で、「許可・許容」を表す複合辞「でもいい」、「でも構わない」、「でも差し支えない」、「でも結構(だ)」を対象として考察した。

まず、「でもいい」の意味用法に関する主要な先行研究として、グループ・ジャマシイ(1998)、遠藤直子(2006)、高梨信乃(2010)、王慈敏(2015)、を検証した。また、日本語学習者がこれらの複合辞を学習する時に使うと思われる小型国語辞典で、「でも～」に続く「良い」、「構わない」、「差し支えない」、「結構」を調べてみたところ、それぞれの項目に複合辞として使う用例や解説が不十分であることがわかった。

本稿では先に挙げた先行研究を参考に、新たな用法の分類案を探るために、「でもいい」の意味分類を「許可」、「意向」、「社会的容認」、「選択可能性」、「放任」の5つに分けてみた。そして、この分類を用いて、対象とした4つの複合辞の違いを分析してみることにした。方法としてはBCCWJを資料とし、形式的な面と内容的な面からの分析を試みた。形式的な分析では、それぞれの複合辞がどのようなジャンルで使われるのか、どのような動詞が前接するのか、その量的な傾向を探った。文の内容的な分析では、「でもいい」、「でも構わない」、「でも差し支えない」、「でも結構(だ)」が試案として先に示した5分類が有効かどうか、用例と付き合わせて考察した。

今回の調査資料はBCCWJのみであったため、用例の採集に不十分な面もあったが、考察の結果、以下のようなことが明らかになったように思われる。

1. 各ジャンルに渡り、「でもいい」が一番汎用性が高い。
2. 「でもいい」と「でも構わない」は「国会会議録」のような書き言葉的な資料よりも、「知恵袋」のようなくだけた文体に出現しやすい。
3. 「でも差し支えない」と「でも結構(だ)」はジャンルとして「知恵袋」より「国会会議録」でよく使われる。
4. 肯定文では、「でもいい」が「でも構わない」より婉曲的に用いられる。
5. 疑問文では、「でも構わない」は「社会的容認の確認」として分類した例としてはほとんど用いられない。
6. 「でも差し支えない」は疑問文において、「許可求め」と「放任の確認」の意味としては用いられない。
7. 「でも結構(だ)」は「意向」を示す時には用いられない。また、疑問文にも用いない。

今後の課題として、調査対象をより広げ、会話文等における「許可・許容」を表すこれらの複合辞も調査し、使い分けをより明確にしたいと思う。